

SA001

定 款

SOL I Z E H o l d i n g s 株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、SOLIZE Holdings 株式会社と称し、英文では、SOLIZE Holdings Corporation と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 各種発明考案品の設計、試作、試験の請負
- (2) 成形部品及び金属部品の設計、製作、販売
- (3) 設計及び生産用自動化機械の設計、製作、販売、保守
- (4) 各種金型治工具及びその周辺機器の設計、製作、販売、保守
- (5) その他機械器具の製造及び販売
- (6) コンピュータソフトウェアの企画、制作、販売、保守
- (7) コンサルティング業
- (8) コンピュータを利用した設計業務の請負
- (9) コンピュータを利用した設計技術導入
- (10) 労働者派遣事業
- (11) 有料職業紹介事業
- (12) 中古機械、道具類の買取り及び販売
- (13) 経営指導並びに、労務、財務及び経理事務等事務代行業
- (14) 投資事業組合財産及び投資事業有限責任組合財産の運用管理業
- (15) 新規事業のインキュベーションに関する調査、企画、立案、運営及び人材育成並びに起業家支援等の事業創出支援事業
- (16) 前各号に関する各種サービスの提供、教育訓練及び研修業
- (17) 前各号に関する営業を行う者に対する投資
- (18) その他前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2,400 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日より 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 18 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8 名以内とする。

② 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

④ 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

⑤ 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

ただし、前条第 4 項により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役

各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会規程で定められた取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に對して發する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と區別して株主総会の決議により定めるものとする。

（取締役の責任免除）

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約

を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

- 第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対し発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

- 第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(常勤の監査等委員)

- 第 31 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

- 第 32 条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第 33 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されてものとみなす。

第 7 章 計 算

(事業年度)

- 第 34 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 35 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 36 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

② 当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

② 未払の配当財産には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- ① 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 35 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。
- ② 第 35 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。